

令和8年度 介護保険料のお知らせ

特別徴収
(年金天引き)

令和8年度の介護保険料が決定しました

介護保険料を特別徴収(年金天引き)により納める方へ、令和8年度の介護保険料年額と令和9年度の仮徴収額をお知らせします。

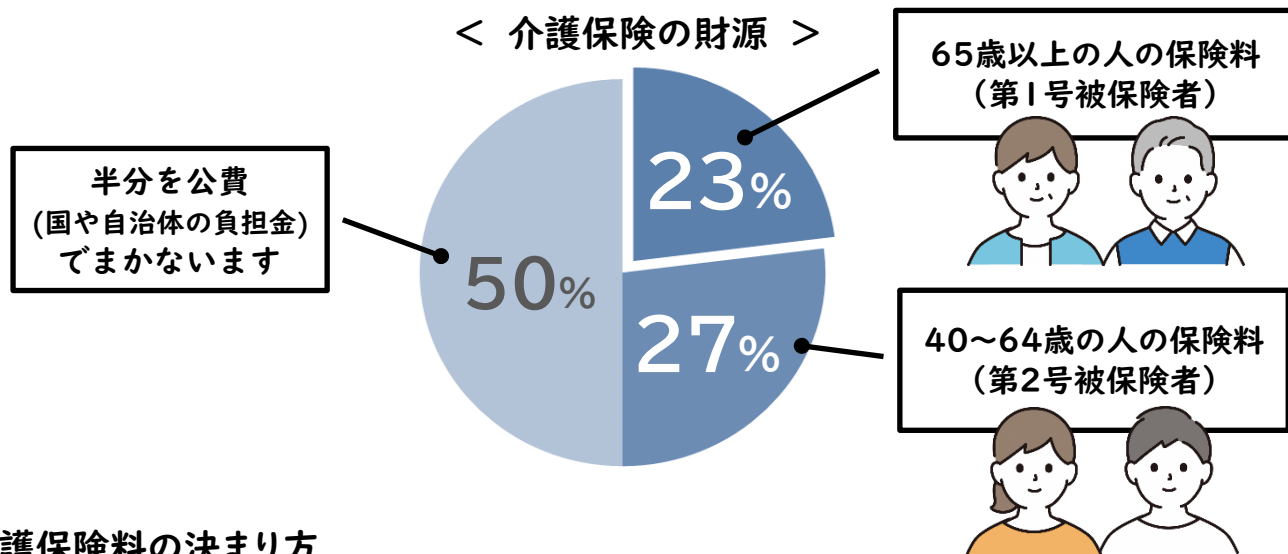
令和8年度の介護保険料は令和7年中(令和7年1月～12月)の本人の所得や世帯の住民税課税状況に基づき計算します。また、令和7年度税制改正の影響により、給与所得がある方は、令和8年度の介護保険料に限り、算定方法が一部変更となる可能性があります。

年間保険料額と各年金支給月に年金から天引きされる保険料額をお知らせしますので、必ず通知書の記載内容をご確認ください。また、給与所得がある方は、「令和8年度介護保険料の算定に関する重要なお知らせ」(橙色)も併せてご確認ください。

保険料の決まり方 ～介護保険事業の大切な財源です～

●介護保険の財源

介護保険の財源は半分が「公費(国や自治体の負担金)」、残り半分は40歳以上のみなさんが納める「保険料」から成り立っています。介護保険を健全に運営していくために、保険料の納付にご理解をお願いします。



●介護保険料の決まり方

65歳以上の人の介護保険料は、市で令和6～8年度の3年間に必要な介護サービスの総費用(推計)から算出された「基準額」をもとに、前年の本人の所得や世帯の課税状況に応じて決定されます。

< 基準額の算出方法 >

令和6～8年度に
市で必要な
介護サービスの
総費用



×

第1号被保険者の
負担割合
23%



23%

=

令和6～8年度

基準額
57,000 円(年額)

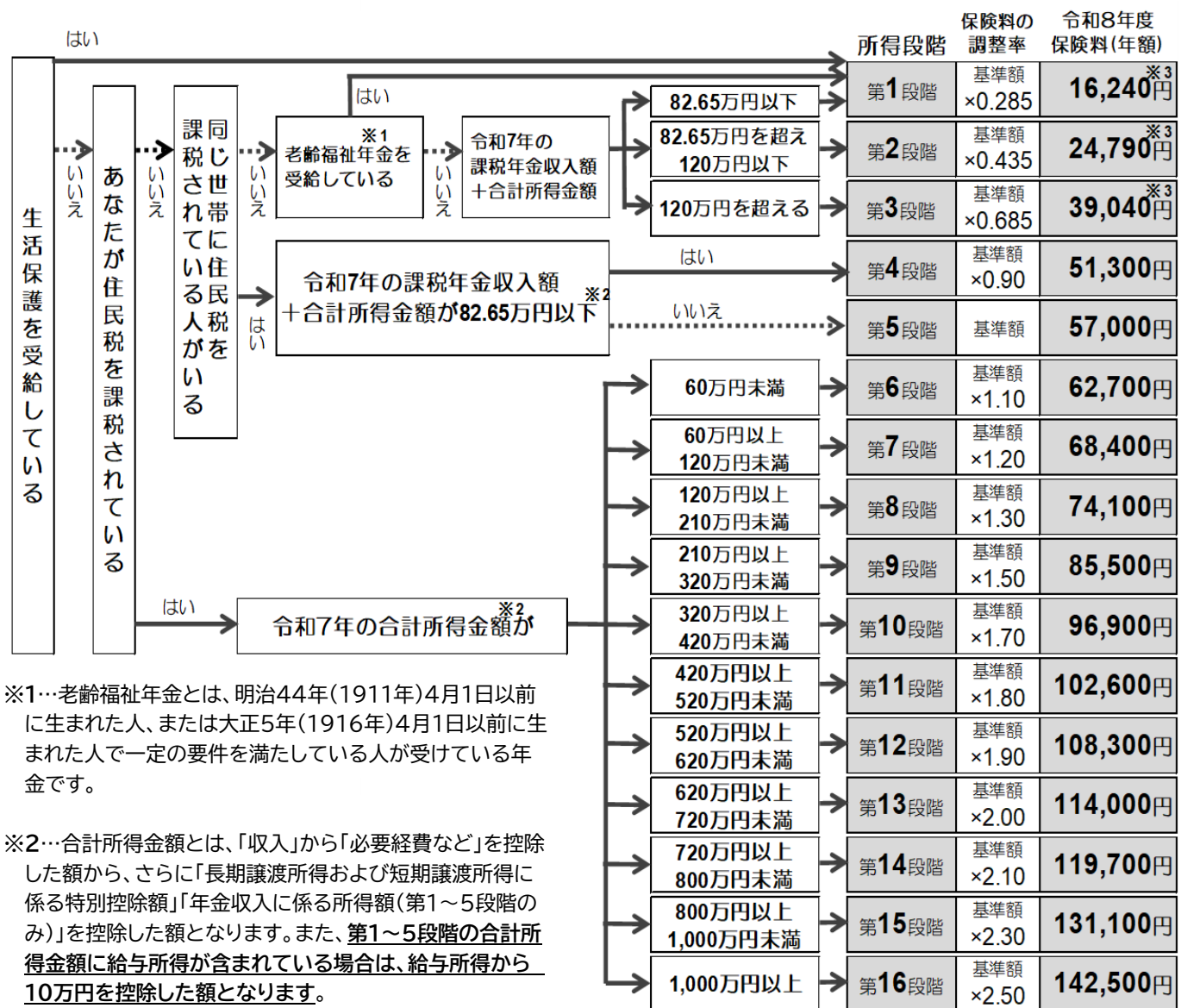
「基準額」をもとに、前年の本人の所得や世帯の課税状況に応じて保険料(16段階)が決定

令和6～8年度の第1号被保険者の延人数



あなたの介護保険料は？

65歳以上の人（第1号被保険者）



※1…老齢福祉年金とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

※2…合計所得金額とは、「収入」から「必要経費など」を控除した額から、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」「年金収入に係る所得額(第1～5段階のみ)」を控除した額となります。また、第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額となります。

※3…第1～3段階は、公費負担による軽減後の額。

●令和7年度税制改正の影響により、令和8年度の介護保険料の算定方法が一部変更となります。
給与所得がある方は、変更の対象となる可能性があります。詳細は別紙「令和8年度介護保険料の算定に関する重要なお知らせ」(橙色)をご参照ください。

収入の申告をしていない人は

- 遺族年金や障害年金など住民税課税の対象とならない収入のみの人や収入がなかった人については、確定申告等の必要がないため、申告をしていなくても、介護保険料の所得段階は第1段階または第4段階で決定しています。
- 介護保険料の年額が決定した後に、収入が明らかになった場合には、遡って介護保険料を変更し、追加で納めていただくことがありますので、正しい収入の申告をお願いします。

40～64歳まで（第2号被保険者）の介護保険料は、医療保険料に含まれています

- 40～64歳まで（第2号被保険者）の介護保険料は、それぞれ加入している医療保険の中で医療保険料と一緒に納めています。保険料額に関しては、各医療保険組合にお問い合わせください。

年間保険料額や各月に天引きされる額を確認してください

納入通知書の見方 【例】前年度から引き続き、特別徴収(年金天引き)により保険料を納める方の場合

令和8年度の保険料額(年額)

年間保険料額	
令和 8 年度に納付する保険料額	57,000 円

特別徴収(年金天引き)について

特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金

口座振替について

金融機関	
種 目	
口座番号	
口座名義人	

保険料の支払い方法と 年金支給月ごとの天引き額

普 通 徴 収		特 別 徴 収	
納 期	保険料額	天引きされる月	保険料額
1期	0	4月	9,000
2期	0	6月	9,000
3期	0	8月	9,000
4期	0	10月	10,000
5期	0	12月	10,000
6期	0	2月	10,000
7期	0		
8期	0		
9期	0		
随期1	0		
随期2	0		
過年度	0		
普通徴収額計	0	特別徴収額計	57,000
合 計 額	57,000		

仮徴収額と本徴収額の
均衡を図るため
8月の仮徴収額を
変更(調整)している
場合があります

所得段階を決定する際の基礎となった 所得や世帯の住民税課税状況など

令和9年度の仮徴収額

仮 徴 収	
令和 9 年 4 月	10,000
6 月	10,000
8 月	10,000

保険料算定の基礎 (参考: 前年度のあなたの所得段階は 第5段階 です。)

住民税/本人	非課税	合計所得金額(円)	34,567	月 別 所 得 段 階 ※1											
住民税/世帯	課税	課税年金収入額(円)	1,234,567	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
老齢福祉年金	無	生活保護(開始月)	無	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
所得段階	基準額(円)	保険料率	保険料額(円)	月割増減額(円)	減免額(円)	保険料額(円) ※2									
第5段階	57,000	1.00	57,000	0	0	57,000									

今年度のあなたの所得段階

仮徴収とは？

- 特別徴収(年金天引き)により保険料を納めている方については、年間の保険料額が決まっていない4月・6月、また8月までは、前年度の2月に天引きされた保険料額と同額を仮の保険料額として徴収します。
- 年間の保険料額は、前年中の本人の所得や世帯の住民税課税状況に基づき計算されるため、その年度の住民税等が確定する6月にならないと決まりません。したがって、年間の保険料額が決まってから年金天引きを開始すると、1回あたりに納める額が高くなってしまいます。そこで、4月・6月・8月は前年度の2月に天引きされた保険料額と同額を徴収することで、1回あたりに納める額の軽減を図っています。
- 今回送付した通知では、令和8年度の年間保険料額とあわせて、令和9年度の仮徴収額(令和9年4月・6月・8月に年金から天引きされる額)もお知らせしています。
- 令和9年度の仮徴収額は改めて通知しませんので、本通知を来年まで大切に保管してください。

【例】第5段階(年額 57,000円)の場合

令和7年度			令和8年度						令和9年度		
本徴収			仮徴収			本徴収			仮徴収		
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

年間保険料額 57,000 円



Q

介護サービスを利用しなくても保険料を納めるのですか？
納めた保険料は返してもらえますか？

A

みなさんに納めていただく保険料は、介護保険の大切な財源です。医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険は、助け合いの精神に基づき高齢者を支える社会保険制度です。ご理解をお願いします。

なお、市では介護認定を受けていない人を対象に、一般介護予防事業を実施しています。詳しくはお住まいの各地域包括支援センターにお問い合わせください。

Q

年金天引きをやめて、口座振替や納付書での納付に変更できますか？

A

介護保険法の定めにより、受給している年金が年額18万円(月額1万5千円)以上の人で、日本年金機構等の年金保険者から特別徴収対象者として市町村に通知があった方については、特別徴収(年金天引き)が義務付けられています。

本人の希望で口座振替や納付書などによる納付方法には変更ができませんので、ご了承ください。

Q

日本年金機構等から送付された「年金振込通知書」に記載された介護保険料額と、市から送付された「納入通知書(介護保険料決定通知書)兼特別徴収開始通知書」の保険料額が違うのはなぜですか？

A

日本年金機構等から送付された「年金振込通知書」に記載された介護保険料額は、事務処理の都合上、翌年の4月まで同額であるかのような記載になっていますが、保険料の仮徴収などにより実際は各年金支給月によって天引きされる保険料額が異なる場合があります。

年金支給月ごとに天引きされる保険料額は、「年金振込通知書」ではなく、今回市から送付する「納入通知書(介護保険料決定通知書)兼特別徴収開始通知書」でご確認ください。

Q

特別徴収の対象となる年金を2つ以上受給している場合、どの年金から差し引かれますか？

A

年金の種別による優先順位は、

老齢基礎年金→国民年金→厚生年金→共済年金となります。

(年金種別ごとの優先順位の内訳は、老齢・退職年金→障害年金→遺族年金の順です)

介護保険料を滞納すると？

- 災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、介護サービスを受ける際の自己負担割合(1～3割)が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりする、給付制限措置がとられます。納め忘れのないようにしましょう。